

第15回西和賀町議会定例会

令和7年6月10日（火）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

ただいまから第15回西和賀町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番、高橋到君、10番、柳沢安雄君、以上2名を本会期中の会議録署名議員に指名します。

続いて、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。開会に先立ちまして、議会運営委員会において協議を行っておりますが、本定例会の会期は本日から令和7年6月13日までの4日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から令和7年6月13日までの4日間に決定しました。

続いて、日程第3、諸報告を行います。3月定例会から本定例会までの議会の行動日程については、配付のとおりです。

また、町監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき検査された例月出納検査結果については、配付のとおりです。

なお、本定例会までの間に受理した請願・陳情は、請願・陳情第18号 公務・公共サービスの拡充を求める陳情書、新規1件であります。その取扱いについて議会運営委員会に諮り、審議をした結果、参考配付することにしましたの

で、ご報告いたします。

本日の定例会に出席を求めました内記町長並びに柿崎教育長より、次のとおり説明員として地方自治法第121条の規定による説明委任した旨の通知があったので、これを受理しました。その職氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長 初めに、内記町長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。副町長、刈田哲彦。会計管理者兼税務課長、柳沢里美。総務課長、吉田博樹。企画財政課長、高橋光世。観光商工課長、真壁一男。建設水道課長、佐藤太郎。農林課長兼農業委員会事務局長、吉田祐康。町民課長、小林英介。健康福祉課長、新田由香里。病院事務長、東清彦。なお、農業委員会事務局長にあっては、町長より囑託を受けた者として出席するものであります。

次に、柿崎教育長より説明委任のあった者の職氏名を読み上げます。学務課長、照井哲。子育て支援室長、内記良伸。生涯学習課長、菊池輝昌。

あわせて、議事運営補助員として私、議会事務局長、小松重貴、主査、刈田真理子、主任、佐々木大和が従事いたします。

以上です。

議長 ここで、町長より行政報告のための発言を求められておりますので、この際これを許します。

内記町長。

町長 おはようございます。6月定例会、よろしく願いいたします。

私から、2項目について行政報告を申し上げます。初めに、公用車の事故に伴う損害賠償に係る専決処分について報告します。令和7年1

月20日、弁天地内において、排雪作業中の除雪トラックが排雪場から町道に出た際、左方向から走行してきた乗用車が衝突を回避するためにブレーキをかけたところ、スリップし、道路左側の雪の壁に衝突し、車体が損傷したことによる損害について、相手方からの請求額の確定通知を受けて話し合いが調い、議会の委任による専決処分を5月16日行いました。事故に伴う町の損害賠償金額は12万4,502円となり、全額を保険金により支払うものであります。

詳細につきましては、議会宛ての報告書に記載しておりますので、省かせていただきますが、公用車の運行に当たっては安全確認を徹底するなどの注意を行い、その後の事故防止に努めてきたところであります。

次に、株式会社薬王堂の出店について報告いたします。盛岡市に本社を置き、東北地方を中心にドラッグストアを展開する株式会社薬王堂が、今年の秋に本町大杓地内に出店する運びとなりました。同社から正式に出店の申入れがあったのは昨年でありましたが、同社の出店予定地には民間所有の建造物が管理不全状態で放置されていたため、町において当該物件に係る権利関係の調査を行い、所定の法手続を経た上で、略式代執行という特別な措置によって町が解体工事を実施したところであります。

川尻周辺には食料品を扱う商店が少なく、地域の皆様も不便を感じておられる中での今回の出店は、大変ありがたいことであります。

私から、以上、行政報告2件であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で諸報告を終わります。

続いて、日程第4、発議第1号 西和賀町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案者の趣旨説明を求めます。

真嶋実君。

2番 それでは、発議案を説明させていただきます。

発議第1号、西和賀町議会議長、高橋雅一殿。
提案者、西和賀町議会議員、真嶋実、賛成者、西和賀町議会議員、高橋到であります。

西和賀町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西和賀町議会会議規則第14条第1項及び2項の規定により提出します。

提案理由とその内容について説明いたします。提案理由は、広報編集委員の活動は他の委員会よりも活動日数が多く、かつ取材や編集作業などに多くの時間が割かれているため、現状で5人となっている広報編集委員会の定数を7人へ改正し、編集作業の負担軽減及び広報活動の充実を図ろうとするものであります。

2ページを御覧ください。第2条第1項第3号中、「広報編集常任委員会 5人」を「広報編集常任委員会 7人」に改めるものです。

次に、附則についてですが、この条例は公布日から施行するものです。

以上で説明を終わりますので、ご審議の上、議員各位の賛同によりご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 趣旨説明が終わりました。提案者は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。提案者は自席にお戻りください。

これから討論に入ります。1名の方から通告がありました。

まず、原案に反対者の発言を許します。通告があった普本歌織君の発言を許します。

普本歌織君。

3番 ただいまの提案に反対の立場で討論します。

編集委員の人数を増やすということですが、当初この課題が出てきたときの問題は、新人議

員が経験のために編集業務に携わることができるようにするというものであったと思います。今期は新人議員が多いため、5人では経験できない議員が出てくるということでもあります。

しかし、提案説明によれば、編集委員の業務軽減であるというように問題がすり替わっております。私も編集委員ですが、編集委員会で業務の負担軽減のために条例を変えて人数を増やしてほしいということを話し合ったことはありません。業務の負担軽減ということであれば、編集方法も含め適切な人数の検討を広報編集委員会に諮問することもできたはずです。そのような手続を取らず条例を変更することには賛成いたしかねます。

また、当初の問題解決のためには、条例を変えず、2年任期の委員でありますから、委員を入れ替えるということもできたはずです。

条例の改正に至る議論が足りていないと考え、反対いたします。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 ほかに討論のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

発議第1号 西和賀町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、常任委員会委員の選任についてを行います。

西和賀町議会委員会条例第3条第1項の規定により、任期は2年となっております。今回任期満了となっておりますので、常任委員会委員の選任について、これを議題といたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっておりますが、それぞれの意見、希望等を考慮に入れ、調整しました。これを議長指名ということでお諮りしたいと思います。

これより事務局長に委員会の委員について、指名した結果を朗読させたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

議長 では、事務局長、よろしくお願いいたしますします。

事務局長 委員会構成について、議席順に朗読いたします。

まず最初に、総務教民常任委員会委員、定数6名です。3番、普本歌織議員、5番、高橋敏樹議員、8番、高橋宏議員、9番、高橋到議員、10番、柳沢安雄議員、12番、高橋雅一議員であります。

次に、産業建設常任委員会委員、定数6名です。1番、北村嗣雄君議員、2番、真嶋実議員、4番、中村ひとみ議員、6番、唐仁原俊博議員、7番、高橋義彦議員、11番、刈田敏議員であります。

次に、広報編集常任委員会委員、定数7名です。2番、真嶋実議員、3番、普本歌織議員、4番、中村ひとみ議員、5番、高橋敏樹議員、6番、唐仁原俊博議員、7番、高橋義彦議員、11番、刈田敏議員。

以上であります。

議長 以上、読み上げましたとおりであります。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただいま読み上げましたとおり選任することに

決定いたしました。

なお、本職は総務教民常任委員会に所属することになりますが、慣例により、この職を辞退いたします。

続いて、日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

議会運営委員会の任期も2年となっております。したがって、任期満了となっておりますので、議会運営委員会委員の選任について、これを議題といたします。

こちらについても、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が議会に諮って指名することになっておりますが、先ほどの常任委員会同様、議長指名ということでお諮りいたします。

これより事務局長から指名した結果を朗読させます。

事務局長 それでは、議会運営委員会委員の選任結果を議席順に朗読いたします。

定数は5名です。1番、北村嗣雄議員、2番、真嶋実議員、9番、高橋到議員、10番、柳沢安雄議員、11番、刈田敏議員。

以上です。

議長 以上、読み上げましたとおりであります。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただいま読み上げましたとおり選任することに決定いたしました。

各常任委員会の委員長及び副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。このため、これより別室において委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

日程第7、委員長、副委員長の互選結果の報告についてを行います。

先ほど開催しました各委員会において、委員長、副委員長の互選を行いました。その結果について、それぞれ委員会から報告が出ております。

これより総務教民、産業建設、広報編集、議会運営委員会のそれぞれの委員長及び副委員長を事務局長に朗読させます。

事務局長 朗読いたします。

総務教民常任委員会、委員長、柳沢安雄議員、副委員長、高橋敏樹議員。

産業建設常任委員会、委員長、北村嗣雄議員、副委員長、高橋義彦議員。

広報編集常任委員会、委員長、真嶋実議員、副委員長、唐仁原俊博議員。

議会運営委員会、委員長、高橋到議員、副委員長、柳沢安雄議員。

以上です。

議長 以上、読み上げましたとおりであります。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、報告のとおり決定されました。

続いて、日程第8、一般質問を行います。

一般質問は、質問者の質問時間が30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

登壇順は、開会に先立ち抽せんを行い決定しており、その順序に従い質問を許します。

初めに、登壇順1番、普本歌織君の質問を許します。

普本歌織君。

3番 議席番号3番、普本歌織です。どうぞよろしく願いいたします。

早速質問に入ります。1点目、沢内地区小中学校の建設についてです。令和6年に行われた

住民説明会、保護者説明会で示されたスケジュール案では、今年度、令和7年度は沢内地区小中学校の整備場所の検討と決定をすることになっています。令和7年3月議会の私の一般質問への答弁では、新年度の早い段階で建設検討委員会を開催するとのことでした。

現在、検討委員会は立ち上がっているのでしょうか。どのようなメンバーで、何回行う予定かお知らせください。

議長 内記町長。

町長 ただいまの質問につきましては、担当課長より答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 おはようございます。私から、検討委員会についてお答えいたします。

第1回沢内地区小中一貫校設置検討委員会を5月30日に開催しております。構成メンバーは、沢内地区の小中学校長、保育所長、PTA会長、保育所保護者会長、学校運営協議会委員、教育振興会長、教育振興運動推進協議会の各実践班の代表、西和賀町婦人連絡協議会長、スクールガードリーダーの計15名となっております。

会議の回数については、年度前半の9月頃までに3回の開催を見込んでおり、後半についても二、三回の開催を見込んでいるところです。

議長 普本歌織君。

3番 検討委員会での検討内容はどのようなものになるのでしょうか。また、答申はいつ出される予定かお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 検討委員会での検討内容等についてお答えいたします。

年度前半においては、まず沢内地区の小中一貫校の建設場所について検討を行い、9月頃をめどに委員会としての意見をまとめたいと考えております。その後、建設位置が決まりましたら、建設する小中一貫校の施設機能などについて意見をいただき、学校に隣接する形で整備する保育所等を含めたエリア構想をまとめる予定

としております。

議長 普本歌織君。

3番 令和7年3月議会の答弁では、検討委員会の答申を受け、町民の意見を聞く場を設けるとのことでしたが、いつ頃、どのように開催する予定かお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 地域説明会についてお答えいたします。

検討委員会としての意見がまとまった後の9月、10月の秋頃になると見込んでおりますが、沢内地区を対象に住民説明会を開催したいと考えております。開催場所、回数等については、検討委員の皆さんからも意見を聞いて判断したいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 今地区懇談会のような話がありましたけれども、保護者対象の説明などはありますか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった部分も含めまして、委員会のほうで、今後の説明会のあり方の部分も意見を聞きながら進めていきたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3番 このところ、町が様々な機会に町民の意見を聞く機会を設けようと努力されていることを感じております。しかし、なかなか、集まっていただくことに苦慮されているのではないかとこのところも感じているところです。そういったところの工夫や改善点などは考えておられるでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった部分の対応の部分も考えていきたいと思います。というのは、例えばPTAで集まる機会を見てとか、そのやり方は様々あるかと思しますので、できるだけ多くの方々に伝わるように考えて、対応したいと思っています。

議長 普本歌織君。

3番 建設場所が決まると、具体的にどのような

な校舎にするのかという検討も始まると思いますが、その検討はどのように進める予定でしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 校舎検討についてお答えいたします。

建設位置の検討の後、年度後半になりますが、校舎機能等について検討委員会の皆さんからご意見等をいただく形となります。ほかの自治体の事例などを参考にしながらも、今後の地域課題に対応できる施設機能が求められてくるものと思われます。

学校としての機能だけではなく、地域の皆さんが足を運びやすい地域拠点施設の視点も大切にしながら検討を進めてまいりたいと考えているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 建設場所にしても、校舎をどのようにということにしても、今の答弁にありましたような、学校としての機能だけではなくというところを考え合わせますと、ますます町民が愛着を持って、自分たちの学校という意識を持てるようにすることが大切なのではないかと考えます。

また、ある段階では、当事者である子供たちの意見ですとか、こういう学校にという思いを聞くことも必要ではないかと考えますが、そういった予定はありますでしょうか。

議長 学務課長。

学務課長 そういった部分も踏まえながら検討していきたいと思います。

あと、やはり児童生徒の数は少なくなっているのですが、人数が少なくなったことによりメリットに、例えば学習の部分とか、そういった部分は、つなげていくことができる部分はあろうかと思っておりますので、そういった部分も踏まえながら、小中一貫でできるメリットの部分も踏まえながら考えていければと思っているところです。

議長 普本歌織君。

3 番 それでは、次の質問に行きます。保育所、

保育園の統合についてです。同スケジュール案では、令和8年度に湯田、沢内地区で保育所、保育園を統合し、各1園の統合体制を開始することとなっています。

町民、特に保育所、保育園を利用している保護者への周知は十分行われているでしょうか。また、今後どのように進めていく予定でしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 ご質問の保育園、保育所の統合に向けたスケジュール案につきましては、昨年6会場で行われた地域説明会、2回の保護者説明会、保育士の先生方との話し合いなども含め、これまでの経過において大まかなスケジュールは知っていただけたものと捉えております。

本年度は、ご利用いただいている保護者の方々への周知を図りながら、統合体制へのご理解を得られるよう説明に努めてまいります。

また、今後の進め方でございますが、私立保育園では、運営法人や先生方との定期的な協議、保護者との意見交換や情報共有を図り、保育内容の検討、用地取得や設計発注など、来年度の新園舎建設に向け、運営法人と連携しながら準備を進めているところでございます。

町立保育所では、保育所長会議や職員会議での協議、統合に向けた作業部会での検討、保護者との意見交換や情報共有を重ねながら、令和8年度の保育所1か所体制に向けて、保育内容を含めた子育て支援全般のあり方の検討など、保育所の先生方と連携して準備を進めていきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 今のご答弁にあったように、現場の先生方ですとか保護者の皆さんと常に情報共有して、不安のないようにしていただくということが何より大切かと考えております。

それで、8年度に始まる統合体制というのは、既存の園舎を活用して行われるということでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 来年度統合の園舎につきましては、現在利用している園舎をそのまま活用するといったことで考えてございます。

議長 普本歌織君。

3 番 どの園を使って統合体制を開始するのかは、いつ決まる予定でしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 私立保育園のほうにつきましては、既に湯本保育園を活用してというところで方針を決定され、保護者の方々への説明を行った上で、まずおおむね理解を得られたというところになります。

それから、町立保育所につきましては、さんだん保育所でまず来年度統合体制、1 か所体制で保育を実施していきたいといったところで町の方針を決定し、今月から順次保護者の方々へ周知と説明をしていく予定としてございます。

議長 普本歌織君。

3 番 この質問をいたしましたのは、できるだけ早期に決めていただいて、利用する皆さんが送迎ですとか、お仕事の関係で調整が必要になるかと思われますので、そこをできるだけ早く知らせて、皆さんが不安なくその準備をできるようにという思いからでありました。今のご答弁のように進めていただけたらと思います。

保育所あり方検討委員会の答申では、保育所を統合するに当たり、送迎支援の必要性が盛り込まれていました。新施設がまだ完成していないとはいえ、統合体制は開始するということで、この統合体制の開始に合わせた送迎支援、検討されているかどうかお知らせください。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 保育園、保育所の統合体制の開始に合わせた送迎支援の検討状況についてお答えいたします。

現時点では、来年度運営統合に伴う保護者の方々への影響について調査をしている段階です。現在入園、入所している施設とは別の施設に送

迎することとなった場合、最大でその施設間の移動距離と移動時間が負担増となるご家族がいっぱいいます。負担増となるご家族の状況把握に努め、必要に応じてヒアリングを行いながら、負担増がご容認いただける範囲なのか、利用時間への影響はあるのか、お仕事に支障が出るのかなどを確認した上で、保育サービスのあり方や、過度に負担増となるご家族に対する負担軽減策などを検討していきたいと考えています。

今後は、保育園、保育所の先生方と一緒に協議する場を設けて、定期的な話し合いを行っていくことを確認してございますので、ある程度の状況把握ができた段階で、それぞれのご家族の状況に応じた送迎支援について検討を進めてまいります。

議長 普本歌織君。

3 番 それぞれの状況に合わせてくださるということで、そのように進めていただけたらと思います。

同検討委員会の答申では、充実した保育サービスの提供の必要性が盛り込まれています。また、新園舎を建設するに当たっては、どのような保育内容にするかの研究が求められます。保育士の皆さんの協力が不可欠であると考えますが、研修を含めた支援体制をどのように考えておられるでしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 充実した保育サービスの提供に向けた支援体制についてお答えいたします。

あり方検討委員会からは、「統合後の保育施設の活動がよりよいものとなるよう保護者のニーズを反映し、充実した保育サービスが提供されることを望みます」との報告を受けており、また地域や保護者説明会などでも保育サービスの充実の声を多くいただいております。これらを踏まえ、各報告の内容を基本として、令和7年3月に町の方針を決定したところでございます。

どのような保育内容にするのかを考える上で

は、保護者のニーズの把握はもちろんですが、統合後の保育体制でどのような保育サービスが提供できるかといった現場での議論も重要となります。この部分においては、現在保育園、保育所の先生方が主体となった検討を行っていただいております。これまでの検討の中では、近年県内で開設された園舎の見学のご要望であるとか、新園舎で備えるべき施設設備や、ゼロ歳児保育実施に向けた研修の必要性などについてご検討いただいているところでございます。

このような要望や検討を踏まえた支援が必要と考えており、今月20日には保育士の先生方合同による施設見学を企画し、今後においても保育サービス充実に向けた体制づくりや研修機会の確保などの支援を行っていきたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3番 研修を行う機会をつくることは、もちろん重要だと思います。しかし、これを日常の保育ですとか業務と同時に進めるためには、職員数の充実がどうしても必要だと思います。職員数は、検討を進めながら、研修を進めながら、日常の保育もしていくということに足りている状態でしょうか。

議長 子育て支援室長。

子育て支援室長 現状、各保育士の先生方が主体となって検討いただいているところで、来年度の体制に向けて、今検討を始めていただいております。

また、園児の人数によってクラスの編制であるとか、あとは担当していただく先生方の体制とか、あと補助していただく方とかの部分についても、今クラス体制に合わせた保育士体制を検討していただいているところですので、そちらを併せて、また休暇とかも十分に取れるような体制をしっかりと確保していきたいと考えておりますので、そのような体制づくりに今後検討を進めてまいりたいと思います。

議長 普本歌織君。

3番 今のご答弁にありましたように、現場の先生方と随時連携しながら進めていただきたいと思います。

続きまして、中学校の休日部活動の地域スポーツクラブ移行について伺います。現在生涯学習課主催の西和賀町スポーツクラブ、スポーツ教室の運用が始まっていると認識しております。

現在は、どのような体制で運用されているのかお知らせください。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、お答えしたいと思います。

答弁に入る前に、背景の説明をしたいというふうに思います。総合型地域スポーツクラブは、全国的には20年以上前から取り組まれており、多世代（子供から高齢者まで）、多種目（様々なスポーツを愛好する人々が）、多志向（それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる）という特徴を持ち、地域住民によって自主的、主体的に運営されるスポーツクラブです。高齢化や少子化により、スポーツに親しむ機会や場所が失われつつある中にあるのは、全ての町民に関わる課題であると認識し、令和7年度中の設置に向け、取組を進めております。

なお、西和賀町では、教員の働き方改革等を背景とした部活動の地域移行に加え、中学校の生徒数の減少により部活動の活動の維持が困難になっていることから、令和5年度からスポーツ庁の地域スポーツ活動体制整備事業を活用し、地域スポーツコーディネーターを配置しました。現在コーディネーターを中心として、中学校の休日部活動の地域移行についての実証事業と併せ、総合型地域スポーツクラブの設立に向けて取り組んでいるところです。

前置きが長くなってしまいましたが、スポーツ教室の運営体制につきましてお答えしたいと思います。このスポーツ教室は、先ほど説明いたしました総合型地域スポーツクラブが掲げる理念に基づき、中学校の部活動が生徒数の減少

によって種目が限定されている状況を踏まえ、ふだんの部活動以外のスポーツに参加できる機会を創出するため、今年度から試験的に取り組んでいるものです。

現在は、試験的ということもあるため、町が主催する形で運営しております。具体的には、町から各学校へ毎月のスポーツのメニューとスケジュールを配付し、印刷してあるQRコードから申込みを受けて実施する体制となっております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 各スポーツの指導者は、どなたが担ってくださっているのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えします。

部活動の指導者の方ですとか、あるいはコーディネーターがバスケットの指導ができるということですので、コーディネーターも担当しているという形で進めておるということでございます。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 スポーツクラブの対象が、5月は中学生、6月は小中学生を対象に利用者の募集がされたと認識しております。利用状況はいかがでしょう。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、町民の利用状況につきましてお答えします。

4月、5月につきましては、部活動の指導者がスポーツ教室の指導者と同じであることから、対象を中学生とし、種目も卓球、柔道、バスケットの3つに絞って募集を行いましたが、応募がありませんでした。その原因として、4月、5月は中学校総合体育大会に向けた部活動で忙しいため、スポーツ教室に興味関心を向けることが難しかったことが挙げられると考えております。

この状況を踏まえ、6月は対象を小学生にまで広げ、種目も先ほど申し上げた3種目に加え、バレーボールについても募集を行うこととしておりますが、現在10名ほどの応募がある状況となっております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 このスポーツクラブは、休日部活動地域移行の実証事業とのことですが、募集しているスポーツが小中学校のスポ少ですとか、中学校の部活動にない種目もあるようです。今後中学校の部活との連携をどのように行う見通しでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 スポーツ教室と部活動の連携の進め方についてお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、スポーツ教室は、総合型地域スポーツクラブが掲げる理念に基づき、中学校の部活動が生徒数の減少によって種目が限定されている状況を踏まえ、ふだんの部活動以外のスポーツに参加できる機会を創出するため、今年度から試験的に取り組んでいるものです。

今後の中学校との部活動の連携についてですが、部活動にない種目についても選択肢を広げる取組を継続するとともに、平日部活動の外部指導員や休日部活動の指導者の派遣に当たっては、総合型地域スポーツクラブが調整を行う仕組みを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 休日部活動の地域スポーツクラブ移行について、中学校の保護者からは、今後どのようなになっていくのか見通しが示されず、不安である旨の声も聞かれます。利用者である中学生や保護者への周知は今後どのように行う予定でしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 中学生や保護者への周知についま

してお答えします。

現在のところは、中学校を通じて、生徒、保護者に対しチラシを配ってお知らせをしております。6月以降も基本的にはチラシによる周知を行っていきたいと考えておりますが、PTAの役員会などの集まりが行われる際にも直接伺って、考え方を説明し、理解、協力が得られるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 保護者の不安というのは、今の部活動から地域スポーツクラブに移行していったときに、どのような活動の仕方になっていくのかというところの見通しが示されなくて、不安だというようなことだと思います。

今地域スポーツクラブ自体については、チラシなどで周知がされていると思うのですが、変わっていった先のことですとか、どんな段階を踏んで変わっていくですとか、そういったところを説明するというような機会はあるでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 お答えいたします。

現在の総合型地域スポーツクラブについては、検討委員会を設置して、いろんな項目について、例えば細かいことを言えば、送迎の部分ですとか、会費の部分ですとか、そういった具体的なことについて現在検討しているということなのですが、ある程度それらを整理して、形が見えてきた段階で説明をしていかないと、不安を解消できないのかなと思いますので、そういったことを含めて、きちんと説明する機会を設けたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 普本歌織君。

3番 そのように進めていただきたいと思います。

では次に、町営住宅入居の際の連帯保証人について伺います。4月に行った私の議会報告会

の際に、参加された町民の方から、「町営住宅の入居を検討したけれども、連帯保証人の確保が難しく、断念した」という経験が語られました。調べてみますと、国土交通省から2018年、2020年の2度の通知で、公営住宅の事業主体である自治体は、保証人の確保を公営住宅の入居時に前提とすべきでないとの立場を自治体に示してきたということが分かりました。

町では、連帯保証人を必要としない入居の方策について検討したことがありますでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 それでは、町営住宅入居の際の連帯保証人についてお答えいたします。

まず、町民の方から伺ったとのお話でありますが、ここ数年の町の記録では、連帯保証人の確保ができず断念された方がいらっしゃったというような認識はありません。多分入居検討者の個別な判断だったものと考えておりますが、町では公営住宅のうち、特に町営住宅に関しましては、住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供する、こういった趣旨から、緊急的な事情もしくは状況により対応できる場合もありますので、まずはご相談をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それでは、ご質問の連帯保証人を必要としない入居の方策について検討しているかのご質問についてでございます。国土交通省住宅局からの通達では、民法の改正や身寄りのない単身高齢者等が増加していることを受け、基本的には事業者主体の判断に委ねられているわけではございますが、民法の改正や身寄りのない単身高齢者等が増加しているといったことを受けまして、先ほど国交省の住宅局からの発出といったことで、公営住宅管理標準条例（案）といったものが示されております。これは、町の判断に基本的には委ねられておるところではございますけれども、地域の実情等を総合的に判断し、適切な対応を行うことというふうにされておるところでございます。

町では、家賃滞納における過去の経緯から、昨年度まで連帯保証人を付すことを基本的な条件としておりました。しかし一方で、入居希望者の努力にもかかわらず、保証人を探すのに時間がかかるといった例がございましたので、そのようなことも踏まえまして、本町においても今年度から、家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結される場合においては、連帯保証人を不要とする制度改正を行うこととしており、今後実施される募集において適用することとしたいと考えております。

議長 普本歌織君。

3 番 今後債務保証法人の使用も認めるということでしたが、これまでどおり連帯保証人を立てて入居したいという場合はどういった対応になるでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 家賃債務保証法人との保証契約を締結される場合には有償となりますので、金額的に厳しいという方も当然いらっしゃるのかなというふうなことも踏まえております。そういったことから、改正規則の中では、保証人もつけられますし、場合によっては保証法人との契約においても、その代替とすることができるというふうな改正を目指しておるところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 令和2年、2020年、国土交通省住宅局の通知には、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除を行う、緊急連絡先の登録をもって入居を認めるなど、住宅困窮者の住居の安定の観点から特段の配慮をお願いいたしますという記述があったと認識しています。保証人業者を導入するとなると、ここで言われている努力にもかかわらず保証人が見つからなかった場合でも、保証人の免除を行うことはないということになりますでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 まず、令和2年度の通達においては、これ基本的に平成30年度の取扱いについて、改めて保証人の取扱いについて通達が出たものでございまして、基本的には平成30年の通達が地方自治法の第245条の4第1項に基づく技術的な助言として出されたところでございます。これについては、基本的には事業者主体の判断に委ねられておることや、地域の実情に応じて、勘案して適切な対応をお願いしたいというようなところございまして、先ほども若干申しましたけれども、町といたしましては過去の経緯を踏まえまして、保証人というものは基本的には必要なものというふうに考えておるところではございますが、一方で、先ほど申したとおり、最近特に若い方々であるとか、もしくは高齢者の方であっても、身寄りのない方については保証人の検討が難しいという方々もいらっしゃいますので、保証法人との契約も結べることもできますし、また経費もかからないような形で保証人を選定するというように、両方考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 上記通達では、保証人を必要とする場合には極度額の設定が必要となるとあります。連帯保証人になる立場からいうと、際限なく家賃を保証しなければならない可能性もあり、引き受けるのに躊躇してしまう、そうするとさらに保証人が見つかりにくくなってしまうおそれがあるという意味だと思うのですが、町営住宅の連帯保証人については極度額の設定は検討されているでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 お答えいたします。

連帯保証人の極度額につきましては、当時の通達を既に受けておりまして、現在の規則においても既に設定をしておりまして、極度額については家賃の18か月となっております。

議長 普本歌織君。

3 番 県営住宅の例では、指定された家賃債務

保証業者との保証委託契約を締結することで入居を認めています。同様のことを町でも考えているという答弁があったと思いますが、県営住宅については保証料が6万円となっています。初回のみとはいえ、準備するのが難しい方もいるのではないのでしょうか。公営住宅法では、公営住宅制度は国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的とするものとあります。住宅に困窮する低額所得者に対しての住まいの保障ということであるならば、保証料はできるだけ抑える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 お答えします。

家賃につきましては、建設費等を踏まえた形での家賃ということになりますので、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸をするといった部分に関しては、またちょっと違う話になろうかというふうには考えておりますが、基本的に保証料につきましては、西和賀町町営住宅等家賃債務保証業者募集要領といったものがございまして、これに基づき募集することになります。家賃債務保証法人が応札した金額になるというふうに考えております。

議長 普本歌織君。

3番 それでは、次の質問に行きます。第3次総合計画について。3月議会の私の一般質問への答弁で、住民懇談会を町内の行政区29か所全てで行う方針が示され、そのように進められていると認識しています。行政区29か所全てで住民懇談会を行い、意見を聞くこととした経緯を伺います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

第3次総合計画策定のため、今般、町内29全ての行政区ごとに会場を設けたほかに、オンライン専用の懇談会も2回設定し、合わせて31回の懇談会を開催することとしているところでござ

います。

住民懇談会、町政懇談会など、その時々で呼び名は異なりますが、このようなものを開催する場合、最近では会場の数は6か所で開催するスタイルが定着しておりましたが、今回はしばらくぶりで全ての行政区で開催することといたしました。

その理由、経緯についてであります。まず目的が次の10か年を計画期間とする町の最上位の計画策定に向けた意見交換という重要なテーマであること、そしてできるだけ多くの皆様に参加していただくためには、どのようなあり方がよいのかと考えた際に、より近場に会場があったほうが住民の皆様も足を運びやすいのではないかと判断し、29の全ての行政区で開催することとしたところでございます。

加えてでありますけれども、集会方式のほかに、オンライン専用での懇談会も開催いたしますが、1回限りの開催ではタイミングが合わない方もいらっしゃるのではないかと考え、オンライン開催も2回行うことといたしました。

また、開催時間帯も基本的には夜間開催としておりますが、夜間は都合が合わないという方もいらっしゃることを想定し、時間を割けるところは日中の時間でも開催しているところでございます。

住民懇談会は、どこの会場でも、何回でもご参加いただけますので、引き続きできるだけ多くの皆様に参加いただければというふうに考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3番 同答弁で、議論が散漫にならないよう、テーマを設定した意見交換を行うとありましたが、そのようになっているのでしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

今回の住民懇談会の進め方ではありますが、冒頭まず私から挨拶、そして次期総合計画の策定方針について考えや思いを述べさせていただい

ております。その後に担当者から総合計画についての一般的な説明を行った上で、私の説明と重複しますが、次期総合計画で町が重点戦略としていることを少し詳しく説明させていただいた後に意見交換をさせていただいております。

意見交換の際には、できるだけそこで説明させていただいた資料、総合計画の策定に係る内容での意見交換、質疑応答とさせていただきようをお願いしているところでございます。

実際そのようになっているかというお尋ねでございますが、参加者の皆様にはこちらの意図をご理解いただき、おおむねそのような運営ができていないかと認識しているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 この住民懇談会で町長は、皆さんから出た意見を基にして、総合計画はこれからつくっていくのだということを繰り返し発言しておられます。住民懇談会後、計画策定はどのように進めるのでしょうか。特に町民から出された意見をどのように計画に反映させるつもりでしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、現在行っている住民懇談会ですが、今月29日までかけて全日程を終えます。その後、団体ヒアリングという町内の主要団体などを回って、面談、ヒアリングを行うことにしております。

また、昨年末から今年1月にかけて実施したまちづくりアンケート結果や、住民懇談会、団体ヒアリングでいただいたご意見などを集約、分析し、住民の皆様がどのような点に関心を持ち、どのような課題を認識し、どのような町の将来を望んでいるのかを客観的に把握します。こうした情報を役場内部で共有しながら、関係課のヒアリングも実施していくことにしております。

並行して、町の三役と課長級職員で構成する

総合計画策定委員会で協議を重ねながら、骨子案の作成や素案の検討作業を行い、さらには住民代表、学識経験者、関係団体代表者などで構成する基本構想審議会における議論、審議を経て、計画の素案を取りまとめていくことにしております。

この計画の素案がまとまった段階で、パブリックコメント（意見公募）を実施し、住民の皆様から広くご意見を募集いたします。そこで寄せられたご意見にも真摯に対応し、必要に応じて計画に反映させてまいります。

このように、住民の皆様からいただいた貴重なご意見は、単に集約するだけでなく、分析、検討、具体化、そして再度の意見募集というプロセスを経て、計画に反映させていきたいと考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 この住民懇談会の資料の中で、先ほど答弁の中にありました総合計画策定に当たってのアンケート調査の結果も示していただいていると思います。それを見た複数の方から、アンケートの回答数が421件というのは少ないのではないかという声が出ていました。また、懇談会に参加している方に女性や若い人が少ないのではないかという声も出ていたと思います。策定の流れの中で、団体ヒアリングですとか、いろいろな段階があるということも今お示しいただきましたけれども、今後の計画策定までのスケジュールで、こういったところはカバーできると考えておいででしょうか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

住民アンケートの回答率が43%ということで、低いのではないかというご指摘でございます。確かにこちらが目標としていた数字よりは下回ってしまいましたけれども、一般に最低限の調査結果が得られる最低限度のラインが40%と言われている数字もあるようでございますので、まずはその最低ラインのところはクリアした

のではないかなと思っております。ただ、十分ではないというご指摘はそのとおりでございますので、先ほど答弁申し上げた策定の過程を踏まえて、できるだけ町民の声が反映されるような計画になるように、今後また工夫を重ねて努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 ぜひそのように進めていただきたいと思います。

町長の施政方針で、読んでもらえる計画書、共感を得られる計画、理想とする町の姿を共有できる計画にするということが打ち出されています。具体的にはどのような計画書にする方針でしょうか。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

3 月定例会で、読んでもらえる計画書、共感を得られる計画、理想とする将来の町の姿を共有できる計画を目指して取り組んでいくということを施政方針で述べさせていただきました。それを踏まえて、具体的にどのような計画にするかというお尋ねでございますけれども、表現方法につきましては図式化や、文章では一文、センテンスを短くする、専門用語と思われる語句を多用しないなど工夫していききたいというふうに考えておりますが、しかし、より大事なことは、策定に至る過程、プロセスだと考えております。

ただいま担当課長からも答弁申し上げましたように、町民の皆様からいただいたご意見や懇談会等での話合いに真摯に向き合い、計画に反映させていくというプロセスを経ることにより、住民の皆様から当事者意識を持っていただき、今回の総合計画の策定、これからのまちづくりへの関心を高めてもらうよう努めることが、読んでもらえる、共感を得られる計画につながるものと考えているところでございます。

議長 普本歌織君。

3 番 住民懇談会で語られている町長の方針案では、人口減少に伴う活力の低下に対応するというところが強く打ち出されていると認識しております。これは、町民の様々な不安と合致するものであると考えています。だからこそ、この住民懇談会の進め方、それから策定の進め方を工夫していただいて、町民が、大変だけれども、希望を持ってやっていこうという方向にしていっていただきたいということを申し述べまして、私の質問を終わります。

議長 内記町長。

町長 すみません。一言加えさせていただきたいと思いますが、確かにアンケートで回答いただく、あるいは懇談会で発言いただく、そういう声というのは当然そのとおり受け止めて、対応していかなければいけませんけれども、一方でなかなか声を出せないという方がいると思います。その部分については、やはり日頃の活動といいますか、いろんな場面で耳にしたり、あるいはどういう、言葉でなくても行動されているかというようなものにもしっかりと配慮してつくっていくということが大事であるということを、すみません、加えさせていただいて、答弁とします。よろしくお願いいたします。

議長 普本歌織君。

3 番 ぜひそのように進めていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長 以上で普本歌織君の一般質問を終結します。

ここで11時30分まで休憩します。

午前11時19分 休 憩

午前11時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順2番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

11 番 おはようございます。早速始めたいと思いますけれども、今回2点について通告してお

ります。1点目については県立高校次期再編計画について、もう一点については財政についてということで質問してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

初めに、県立高校次期再編計画についてということでありまけれども、県教委は県立高校次期再編計画について、地域検討会議や県民との意見交換を経て決定すると発表しています。このことについて、町としてはどのような考え方で再編計画について要望していこうと考えているのかということをお伺いいたします。

(1)番として、今後目指す西和賀高校の魅力化に対する考え方でありまけれども、これについて答弁をお願いいたします。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 学務課長。

学務課長 今後目指す西和賀高校の魅力化に対する考え方についてお答えいたします。

県教育委員会では、令和7年4月に策定した「県立高等学校教育の在り方～長期ビジョン～」を踏まえ、各地区における高校のあるべき姿や、地域の実情に応じた高校や学科の配置等について、地域の代表者等と意見交換を行う地域検討会議を開催し、次期県立高等学校再編計画の策定につなげるというふうになっております。

中部地区会場は5月23日に開催され、西和賀町からは町長、教育長、PTA連合会長、産業関係者が出席しております。町長からは、高校の魅力化は地域の魅力化につながることで、生徒一人一人を伸ばす指導体制を続けていくためにも、定員増に合わせた教職員の配置に、より力添えをいただきたい等の意見が出されているところです。

今後目指す西和賀高校の魅力化については、高校、町、地域が一丸となり、中学生から積極的に選択されるよう特色ある高校づくりに取り

組んでいくことが大切です。進路実現のため、生徒への丁寧な学習指導体制の充実はもちろんです。西和賀町だから体験、学ぶことができる教育環境の構築がより重要となってきます。現在ユキノチカラプロジェクト協議会から協力を得て、社会学習プログラムの充実を図っていただいておりますが、地域資源を生かした地域一体となった活動の展開がより魅力化につながるものと考えております。

次期県立高等学校再編計画においては、学科等のあり方を踏まえた学校配置のビジョンはもちろんです。特に高校の特色化、魅力化ビジョンが大きな議論のテーマになると思います。高校と地域連携の推進の取組についてのビジョンを踏まえ、財政、人的な支援面での要望を述べていくことになると考えているところです。

議長 刈田敏君。

11番 2026年度以降の議論の土台に、小中高生の意見を募集するという形で、6月5日で地域会議が一巡して終了しています。新聞報道によれば、小規模校の存続、定員、学区の見直し、私立高校との共存、そして中には県外生の受入れ、いわて留学の強化などの声も上がっているようです。

町としては、高校の特色を生かし、またユキノチカラと連携しながら、地域と一丸になった高校を目指すということでありまけれども、この中で再質問しまけれども、町として現状を伝えることがとにかく、これは県内のみならず、西和賀高校、今注目されているところありますので、こういう点について若干質問していきたいと思いまけれども、魅力基金についての実態と成果をどのように把握しているのか、その辺をお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 魅力化基金の実態と成果についてお答えいたします。

西和賀高校魅力化支援基金は、西和賀高校に入学した生徒が意欲的に学業に励むことができ

る環境を整備するなど、魅力ある高校づくりに向けての事業展開を行う財源として平成25年3月に設けられ、設置当初5,000万円でスタートし、西和賀高校の生徒確保のための学習環境の整備等を支援してまいりました。

こうした財源を基に、海外派遣研修、模試、検定補助、昼食補助、通学支援などを展開できてきた成果が今の生徒増につながってきていると認識しております。

基金対応による財源的な支援が現在の継続的な魅力化支援事業の展開につながっている状況にあると認識しているところです。

議長 刈田敏君。

11番 それでは、魅力化基金に関しては、これまでも多くのお金を投資してきましたけれども、实际的にいい成果が表れているということで受け止めていいのかなと思います。

それでは、県外募集についての状況というのはどのようになっているのかお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 県外募集の状況についてお答えいたします。

令和4年度から西和賀ふるさと留学生として県外募集を行い、令和6年度入学では関東圏から3名、秋田県、青森県から1名ずつの計5名、令和7年度入学は関東圏から5名となっており、合計で10名の県外生を受け入れております。

現在は、令和8年度入学に向け、オンラインでの説明を行っておりますけれども、今月の21、22日、そして8月には、対面での県外募集の説明会が東京で行われる状況にあります。

自然豊かな環境で、個々を大切にした学習環境の中で、そして地域協力による体験活動等により充実した高校生活ができることをPRして、今後も意欲的な生徒の確保に努めていきたいと考えているところでした。

議長 刈田敏君。

11番 先ほどは、今回県に対して再編の課題について要望する、金銭的な面、それから人的な

面というのが大きかったと思いますけれども、このほかに要望事項があるとすれば、それについてはどのようなことなのかお答えください。

議長 学務課長。

学務課長 先ほども述べさせていただいたところですが、次期県立高等学校再編計画の部分において、西和賀町として要望というか、そういった部分を考えた場合、今回は学科の部分の考えを踏まえた学校の配置の部分というよりは、どちらかというと高校の特色化、魅力化のあり方のほうに絞った形での要望等をしていく形になろうかと思います。そういった部分を踏まえますと、やはり財源的な部分とか、あと人的な部分の支援というかフォローというか、そういった部分を中心に今回の次期再編計画では県教委のほうに要望していく形になろうかと考えているところです。

議長 刈田敏君。

11番 次の質問に入ります。(2)として、西和賀高校については、先ほどありましたけれども、先生の人数、少子化による生徒数の減少等の課題に対して、町としては今後どのような対応を考えているのか、その点についてお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 教職員数、少子化による生徒数の減少等の課題に対する対応についてお答えいたします。

西和賀高校は、今年度から2学級となりましたが、最も大きな魅力である生徒個々を大切にした指導の体制を続けていくためにも、教職員数の確保が重要です。教職員数の確保については、引き続き県教育委員会に要望を続けてまいります。

また、西和賀町だけではなく、北上市、県内においても今後生徒数は減少してまいります。次期総合計画における地方創生の観点を踏まえながらも、中学生、保護者から積極的に選択していただけるよう、高校の魅力化、特色化を支

援してまいりたいと存じます。そのためには、高校との連携が重要ですし、地域からの協力も欠かせません。西和賀の地域資源を生かした取組を町民の皆さんとともにさらに推進していくことが重要だと感じております。

議長 刈田敏君。

1 1 番 まさにそのとおりだと思います。地域一丸となって、この問題を再度認識しながら、将来に向けて、高校、そして西和賀町が持続できるような、そういうことを町民が感じ取っていかねばいけないものだと私も思っております。

将来的な生徒減少に対してですけれども、県内中学校の卒業予定者ということで、2024年が9,954人、2038年では5,798人、この数字では長期的な視野での考えもかなり重要になってくると思います。今年度以降の生徒確保の取組についてはどのようにお考えになっているのかお伺いします。

議長 学務課長。

学務課長 将来的な生徒減少に対しての取組の考え方についてお答えしたいと思います。

町内の中学生の卒業生を見ますと、20人台で当面は推移していきますので、そういった実態を踏まえますと、今後はより北上市をはじめとする近隣の自治体からの、そして県内外からの生徒確保が大事になると思っているところです。

これまで述べてきました魅力面のほかに、昨年度は説明だけではなくて、動画でのPRができたことがよい面であったと感じておりますし、やはり教育長はじめ校長先生が丁寧に近隣中学校に足を運んでいただいて、信頼関係を築いていただいたことも大きいと感じているところです。

岩手中部地区というところで、必要な高校であるという位置づけを、認識を深めていただきまして、広域的な生徒確保を図っていくというところが今後大事であると認識しているところです。

議長 刈田敏君。

1 1 番 やっぱりにかにアピールしていくかというのが今後重要になると思いますし、魅力化については今後どの自治体でもできるところは進めていくと思います。とすれば、我々西和賀町としては、それを越えた、その先のことをやっぱりやっていかなければいけないのかなと思います。アピールの部分でありますけれども、提案としてですけれども、これまでは西和賀高校の宣伝というか、キャッチフレーズというか、コピーで、「呼び覚ませポテンシャル」というような文言でアピールしてきたのですけれども、それがどこまで浸透しているかというのはちょっとまだ分からないですけれども、それも踏まえながら、新たな第2弾としてはやっぱりインパクトのあるキャッチフレーズというか、キャッチコピー、こういうものを考えていくことが必要ではないかなと考えておりますけれども、提案としてですけれども、まさに今横文字でどうのこうのあるのですけれども、大きな企業もそういう点ではいろいろやっているわけで、私としては西和賀高校の校訓でもあります自主独立ということも考えまして、自主的な、独自に考え行動するということと、新たな価値を創造し、自立的な変革を目指すということで、「インディペンデント・イノベーション」、こういう、これちょっと引かかるかもしれないですけれども、こういう形の、西和賀高校はどういう高校で、何をするかといったときに、「インディペンデント・イノベーション」、この辺りをちょっと加えて全国発信したらどうかと思いますけれども、その点についてどのようにお考えですか。

議長 柿崎教育長。

教育長 ご提案ありがとうございます。「インディペンデント・イノベーション」、ちょっと考えていきたいなと思っております。

併せてですが、今子供たちに外に行くときに伝えていることは、人生100年時代、いろんな

激動の、将来を予期できぬ激動の社会だと、その中で生き抜く力をつけさせる学校だということを今伝えているところでした。こういうことができる、こういうことができるというか、今教育に求められているのは、資質能力の向上ということで、その子がここに学びに来ることによってどのような認知能力、非認知能力がつけられるかということがよく言われておりますし、また我々の勉強としては、今求められている大学とか社会とかの要求ですか、そういうのもちょっと学習しながら、「インディペンデント・イノベーション」というようなことも含めて考えていかなければならないなと思っています。インパクトのある言葉ということは非常に大切だと思っておりますので、これからも模索しながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上になります。

議長 刈田敏君。

1 1 番 真面目だけでは駄目だと思うのです。中身も、そろっていても駄目だと思うのです。いかに西和賀高校を知らない中学生でも、あっ、これだというものをやっていかないと次に行かないと思うので、戦略としてこういうこともぜひとも考えていかなければいけないと申し上げておきたいと思います。

次に移ります。(3)として、それではこの県立高校次期再編計画についてですけれども、町民に向けてどのように対応していく考えなのかをお伺いいたします。

議長 学務課長。

学務課長 町民に向けてどのように対応していくかについてお答えいたします。

西和賀高校の魅力化は、地域人材の育成、関係人口や交流人口の増加、地域活性化、地域経済への貢献など大きな役割を果たしており、町全体への活気を与えてくれる大きな存在であります。魅力ある高校づくりには、町民の皆さんの協力が不可欠でありますので、様々な活動の

周知や関係行事などへの参画、応援を引き続きお願いしてまいりたいと存じます。

生徒数が増えたことで、町外からの関心も高まっております。地域全体で支えている小規模校だからできる教育環境のよさを町民の皆さんとともに支え、広く魅力を発信していければと存じます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 これまでの歴史的にも、西和賀高校に町民が一丸となってきたかとなれば、なかなかちょっと、いろいろなことがありましたけれども、平成22年12月8日、岩手県教育委員会の出前懇談会を、西和賀高校存続対策委員会、現在の魅力化委員会ですけれども、と西和賀町が共催した今後の県立高校に関する出前懇談会、銀河ホールを会場に開催しましたけれども、そのときには280人が出席しているのです。このことは、県教委に対してのアピールもあったと思いますけれども、何よりやっぱり地元住民が西和賀高校の存続の意義を改めて感じ、高校がなくなることへの不安が最高潮に達した時期でもあったのかなと思います。そのことが現在のこのいい形での成功になっていると思いますけれども、今の状態は決して安心できるものではありません。まだまだ今こそ踏ん張っていかなければいけないと思いますし、関係者だけの問題にとらわれず、地域一丸となった、住民一体となった取組がますます今後必要になってくると思います。

それで、これからのアクションが必要なわけで、1点目として、再編計画について、町の考えを町民に知らせることが必要ではないかと思えますけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

議長 学務課長。

学務課長 再編計画に対しての町の考えの周知についてお答えしたいと思います。

今回の地域検討会議の意見を踏まえ、今後県教委としては次期再編計画の策定につなげるこ

ととしております。再編計画の検討内容については、県教委としても、そして私たちも、機会を捉えながら町民の皆さんにお知らせしていくことになりますけれども、西和賀町としては、次期再編計画においては、統廃合的な議論よりは、どう高校の魅力化、特色化を推進していくかの要望が大切になるものと思います。機会を捉えながらも町民の皆さんにお知らせしていきながら、一体感を持つての高校支援の取組につなげていければと考えているところです。

議長 刈田敏君。

11番 一体になるといっても、なかなかその場、その場では、説明しても全部に行き渡ることもないのかもしれないかもしれません。ある種イベント的なことといいますか、町民がこういうことをみんなで理解し合えるような、そういう場も設定できればいいのかなと思っております。

それから、2点目として、生徒増に向けて町民から協力していただくこともさらに必要になっていくと思いますけれども、この点について何かお考えがあればお聞かせください。

議長 学務課長。

学務課長 なかなか具体的なところは、今段階では思いつかないところでありますけれども、ただ、例えばですけれども、そういう県外募集を今進めているとき、例えば親戚とか、同級生の方とか、そういった部分のつながりもあろうかと思っておりますので、そういった部分を通じたPRの部分も重要になってくると思いますので、例えばふるさと会みたいなのとか、そういった部分の連携を通じた形でのPRもあるのかなと感じているところです。

議長 刈田敏君。

11番 まさに考えとしては、ふるさと会であったり、同窓会であったり、そういったところで、一人一人にお話をする中で数多くあれば、その中でも関心を寄せてくれる人もあるのではないかなと思ってますし、まして今10人、ほかから来ているとすれば、その生徒たちにもつなぎ

をつけながら、西和賀はいいところだとかということも話してもらえるようにすれば、またその辺で生徒が増える可能性は十分にあるのではないかなと思っております。

いずれ多くの皆さんの理解と協力によりまして定員増になり、西和賀町はもとより、県の教育委員会、そして岩手県全体にも、様々な分野で夢と希望が少しでも盛り上がったような現状にあると思いますけれども、最後にやっぱりここで、地域住民、そして町が一丸となって、地元の高校、そしてこれから子供たちが持続できるまちを目指して、そういう意識を高めていくようなことにつなげていかなければならないと思いますので、その点についてはさらに頑張っていて、皆さんで応援していきたいものだと思っております。

もう一点ありますけれども、これは午後からの質問ということで、議長に取り計らいをお願いします。

議長 刈田敏君の一般質問の途中ではありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

刈田敏君。

11番 引き続き質問していきたいと思います。

次は、財政について。前段の質問で、やはりどうしても財政的な面がかなり響いていくこともいろいろありましたので、そこで西和賀町の財政がどういう状況なのかということを確認の意味で質問してまいりたいと思います。

持続可能なまちづくりを進める上で、持続可能な財政運営が重要になっていきます。人口減少、高齢化が進み、税収が減少していく反面、人件費、施設維持費が増えていくことは避けて通れない町財政の現実となっております。

今後の考え方を伺うということで、(1)として歳入の状況についてお伺いしますが、過去5年間ということで書いておりますけれど

も、一括して、地方交付税含めて歳入全体についてお伺いしたいと思います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

過去5年間の歳入の状況についてであります
が、一般会計に係る決算ベースで申し上げます
ので、あらかじめご承知おきください。

まず、歳入全体の額の推移から申し上げます
が、令和元年度から決算が確定している令和5
年度までの5年間になりますけれども、令和元
年度が72億1,800万円、令和2年度83億2,800万
円、令和3年度96億100万円、令和4年度81億
5,700万円、令和5年度78億4,700万円となっ
ており、年度によって決算額が大きく増減をし
ております。これは、当該年度に大型公共事業が
あれば地方債の借入れが膨らんで、5億、10億
は一気に増えますし、逆に事業が終わると一
気に減りますので、歳入全体額で、しかも5年
間という短い期間で、その傾向を把握するこ
とは難しいものと認識をしております。

ただし、税収や地方交付税など個別の歳入項
目を抜き出してみると、少し傾向的なことが分
かってまいります。歳入の1款町税では、令和
元年度の5億1,000万円だったものが年々減少
しており、令和5年度で4億9,000万円となり、
5年間で2,000万円ほど減少しております。

また、歳入の5割強を占める地方交付税です
が、令和元年度が38億4,300万円だったもの
が、こちらは増加傾向にあり、令和5年度には44
億5,100万円となっており、令和元年度と比較
して6億円余り増えております。この理由です
が、まずは国において地方交付税の財源とな
っている所得税、法人税、消費税等の税収が
コロナ禍後に伸びており、総額がしっかり確保
されているということがあります。加えて、本
町の場合は特殊事情があり、令和3年5月に発
災した大石地区の大規模地滑り災害による特別
な財政需要が認められており、令和4年度から
特別交付税が増額となっております。ただし、

災害復旧事業が終了すると、この特別な措置も
終わってしまいますので、今後はかかる特別交
付税については減額が見込まれるところです。

また、普通交付税に関しても、今年度実施さ
れる国勢調査による人口が確定し、その数値が
交付税の算定に反映されるようになると、普通
交付税の額も現在の水準より減額となってい
くことが予想され、今後の財政運営は一層厳し
さを増してくるものと認識をしているところで
ございます。

議長 刈田敏君。

11番 地方交付税の話ですけれども、地方交付
税が人口の数値から減っていくことが見込ま
れると言いながら、全体、今何をするにも予算
がない、ないということで、なかなか自前の、
本当に皆さんがやってもらいたいことができ
ない状況ですけれども、まずは地方交付税の
算入によって何とかやっているというように受
け止めるのですけれども、そういうことでの運
用をしているということよろしいですか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、その年度に
よって前後しますけれども、現在令和6年度
で歳入の5割強を占めております地方交付税
につきましては、もちろん本町にとりましては
交付税ありきの財政運営となっていることは
当然のことでございます。

議長 刈田敏君。

11番 要するに交付税を見ながら事業を運営
していくことは重大なことだと思いますけれ
ども、なかなか住民サービスに至らない部分
もあるという中で、財政運営というのも非常
に大変だろうと思います。その辺はやはり町
民の皆様も、ある意味大変だけれども、つな
げていくというのはあれですけれども、努力
によって今運営しているというような状況な
のかなと思います。

次の質問に入りますけれども、(2)として、

ところでその数値、これについてはこれが全てというわけではない、おおよその見通しというか、評価になるのだと思いますけれども、財政力の状況についてお伺いしますけれども、財政力指数の推移はどのようにになっているのかお伺いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、財政力指数というのは何かということから改めてご説明いたしますが、財政力指数というのは、市町村ごとに地方交付税の額を算定する際に用いられる基準財政収入額というものがございます。これを同じく基準財政需要額というもので除した、つまり割った数値の過去3年間の平均値のことを財政力指数と言います。

基準財政収入額というのは、簡単に言いますと自治体が標準的な税率で集めた場合にどれくらいの収入が見込まれるかを示す額であるのに対し、基準財政需要額というのは、自治体が標準的な行政サービスを提供するために必要とされる費用を示す額です。この行政サービスを提供するために必要な費用と収入見込額の差額、つまり自前のお金だけでは行政運営の費用を賄えない分が地方交付税という形で国から交付されております。

財政力指数の話に戻りますが、今説明した収入を費用で割った数値でありますから、本町のように地方交付税の交付を受けている自治体は収入より費用が上回っているので、数値は1未満となります。ちなみに、東京都などのように税金が多く、費用を上回る収入が見込める団体は、この数値が1を上回っており、いわゆる不交付団体といって国からの地方交付税はありません。

前置きが長くなりましたが、お尋ねの本町の財政力指数の推移であります。令和元年度から決算が確定している令和5年度までの5年間の数値を申し上げますと、令和元年度から令和3年度まではいずれも0.15で推移し、令和4年

度に0.14に下がり、令和5年度も0.14となっております。つまり本町では、標準的な行政サービスを行うためにかかる費用の14%しか自前のお金を集められていないということでありまして、財政力が脆弱な団体であるということは、この数値からも改めてお分かりいただけるものと思っております。

議長 刈田敏君。

11番 今回ある程度の目安としてお話ししながら、西和賀町の財政というのはどういう感じなのかということを認識して、あとはこの次につなげるような方向でという考えで質問しているわけですが、直近であれば0.14ということでもあります。やっぱり1.0に満たない地方交付税が、令和4年度決算的に都道府県、それから市町村の平均が0.5ということで数値的には出ていますから、かなり西和賀町は大変なのかなというような状況は見てとれるわけでありまして、この0.14の現状としてはそのような数値でありますけれども、これを今後といいますか、どのように見ているのか、その辺をお伺いいたします。全国平均で0.5というのは、これはかなり高いだろうと思いますけれども、西和賀町にとって推移的には本当に低く、0.14ということでの流れで来ているわけで、今後いろいろな対策と財政的な中間の財政もありますけれども、そういう点を捉えながら改善していかなければいけないけれども、やはり事業も推進していかなければならない。毎年予算的にはこれだけはやろうということで進めてきているわけですが、今後としては、お金の少ない中で、どういう形で町の財政運営をしていくのか、その辺はどのようにお考えになるのかお伺いします。

議長 内記町長。

町長 私からお答えさせていただきたいと思えます。

ただいま申し上げましたように、財政はこのような状況で、厳しい面ございますけれども、

その中でもやはりしっかり生活を支えて、また一方では産業等を活発にしていかなければならない面がございます。年々で変化はございますけれども、長期的な視点で財政的な見通しを立てつつ、そういう事業を展開していくという点で、今回もそうですけれども、総合計画という長期見通しを立て、その事業に見合った財源をどうしていくかという見通しを立てながらやっていくということになると思います。

ただ、なおそれでもやっぱり時々で、災害であつたりとか、あるいは事情により投資、あるいは事業にお金を使わなければならないという場合には、借入れとか、いろいろな手段あるわけですが、基本的にはそういう長期的な視点でやっていくということが安定的な財政の運営につながるというふうに考えているところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 産業の振興を図りながら、あとは特別な分を苦慮しながらやっていくということだと思います。

それでは、次に移りますけれども、類似団体、同じような人口等ある中で、経常収支比率の推移と比較はどのようになっているのかをお伺いいたします。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

まず、類似団体とは何かということからご説明いたしますが、類似団体というのは、全国の市町村を人口と産業構造、正確には産業別就業人口の比率に基づいて分類し、同じ分類に属する団体のことを指して類似団体、我々は略して類団というふうに言っておりますけれども、つまり簡単に言うと人口と第1次、第2次、第3次産業の就業者数が似通った町や村のことを言います。

また、経常収支比率というのは、地方公共団体の財政構造の弾力性を表す指標で、毎年度安定的に収入される財源、これを経常一般財源と

言いますが、このうち人件費や公債費などの経常的な経費にどの程度使われているかを示す比率であります。この比率が高いほど財政構造が硬直化していると言われていたものであります。一般的には、この比率が90%を超えると要注意レベルと言われており、家計に例えると、毎月の給料、これが経常的な収入になるわけですが、この9割以上が家賃やローンの返済、食費や光熱費といった必ず支払わなければならないもの（経常的な支出）で消えてしまい、自由に使えるお金がほとんど残らないという状況であります。

本町の経常収支比率の推移ですが、これも令和元年度から5年間の数字で申し上げますと、令和元年度が87.8%、令和2年度が86.1%、令和3年度が89.6%と、ここまでは辛うじて90%未満で推移しておりましたが、令和4年度で91.6%と要注意レベルの90%を超えてしまい、令和5年度に至っては92.9%と、さらに数値が高くなってしまっている状況です。

類似団体との比較であります。類似団体は年度によって異なる場合がありますので、令和5年度の類似団体で申し上げますと、固有名詞は控えますが、岩手県内で類似団体は3団体あり、本町以外のA町、B町、C町の3つの町の令和5年度の経常収支比率は、A町が95.4%、B町が81.8%、C町が96.7%となっており、本町より数値が高い町が2つありました。ただし、この数値も年度によって上下があり、例えば令和3年度は、本町を含めた4つの町の中で本町の数値が最も高かったときもあり、類似団体の中での順位がどうかというよりも、まずは一般的な財政健全性の指標である90%を上回らないようにしていくことが肝要であり、今後も引き続き緊張感を持った財政運営に努めていく必要があるものと認識をしているところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 91%ほどということで、やはり弾力性に

欠けているのかなというふうなこともありますけれども、類似団体と比較ということは、その団体、団体の状況もあると思いますけれども、比べてみる意味では、大変なところと、あとは頑張っているところもあるというように見えるのかなと思います。

そこで、最後の質問になるのですが、持続可能な財政運営をしていくために、人口減少、少子高齢化の影響を踏まえて、どのような対策を考えているのか、この点について伺います。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、人口減少、少子高齢化が進む中で、持続可能な財政運営を確立することは、本町にとって極めて重要な課題であると認識しております。この課題に対応するため、本町では令和3年3月に西和賀町中期財政計画、令和3年度から令和12年度の計画期間でございますが、この計画を策定し、財政健全性の確保と安定した財政運営に取り組んでいるところであります。

この中期財政計画では、将来的な財源不足を解消し、持続可能な財政運営を実現するための具体的な収支改善策を歳入確保と歳出抑制の両面から掲げております。

歳入の確保につきましては、公共料金の見直しやふるさと納税の拡大、未利用基金の活用、減債基金の確保と適切な活用、過疎債ソフト事業の活用などにより、収入確保に努めているところであります。

歳出の抑制につきましては、投資的経費の抑制として、公債費の低減のため、起債を充当する普通建設事業を一定程度抑制すること。物件費や維持補修費などの一般行政経費については、業務改善に引き続き取り組み、抑制に努めること。これらの改善策を講じてもおお財源不足が見込まれる場合には、補助費や人件費の抑制も検討対象とすることとしております。

この中期財政計画は、策定して終わりではなく、決算状況や国の地方財政計画等を踏まえ、毎年度見直しを行うこととしております。また、計画の確実な遂行のため、引き続き行政サービスの見直しや公共施設の統廃合を含む施設サービスの見直し、職員定数の削減といった行政改革にも取り組んでまいります。

一方で、中期財政計画は、本町の様々な取組や事業を抑制することのみを目的とするものではなく、少子高齢化が進行する中であっても、限りある財源でいかに財政規律を維持しながら必要な事業を行っていくか、知恵を出し合い、策を講じながら、町の持続可能性を探っていくための基礎となるものと考えております。

今後も着実な財政運営を行っていくため、議員各位並びに住民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

議長 刈田敏君。

11番 分かりました。

それで、中期財政計画の話が出ましたけれども、先ほど歳入の確保という点で5点ほどあったのかな、年当たり1億から2億の収入確保をしたいという状況で計画ありますけれども、現状この辺は、まず1億から2億ぐらいは見込みどおりになっているのか、その辺の状況はどのようなになっていますか。

議長 企画財政課長。

企画財政課長 お答えいたします。

具体的な数字を今持ち合わせてございませんが、先ほども答弁申し上げたとおり、毎年度中期財政計画につきましては見直しを行っております。そのときの決算状況に応じた、あるいは国の地方交付税の状況等を踏まえて見直しを行っておりますので、まずその計画どおり推移しているものというふうに認識をしているところです。

議長 刈田敏君。

11番 先ほどさらに知恵を出し合い、何とかこれを、歳入、それから歳出の部分でやっていき

たいというお話がありましたけれども、具体的に今後どういう面においてそういうことが可能になるのか、また具体的にどこを改善していこうというような考えがありましたら、それについてお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答え申し上げます。

歳出では、重点なり計画的にやって、しっかり有効にお金を使っていく。そしてまた、負担があつたりとか、あるいは合理的な支出でないものについては削減していくという取組が引き続き必要であると考えております。

一方、歳入につきましては、ちょっと事業会社と違いまして、意識的に稼ぐ、幾ら稼ぐとまでは言えませんが、こういう行政のあり方からしますと、地域で必要なことはしっかりやっていくということが大事であると思っております。それがなぜ大事かといいますと、そういうことにつきまして、国、県等での応援というか、そういうものがあるというふうに考えております。例えば災害につきましては、先ほど申し上げましたように、特別交付税等でかさ上げ措置をしていただいたり、あるいは雪に対しても、特に去年は全国的に雪が多いという中で、しっかり生活を守っていかなければいけないというところを集団で、団体で訴えさせていただき、それ相応のかさ上げ措置があつたというふうに思っております。西和賀高校なり地域なりで頑張れる要素というのが、いろんな面で算定されるというふうにも感じておりますので、そういう取組をしていくということが引き続き重要であると思っております。

それから、先ほどの大枠で私感じておりますのは、いろいろ事業に取り組ませていただいておりますが、財政調整基金ですけれども、これは就任当時からほとんど減っていないはずで、いろいろやって、当時の中期目標ではこのままいくと減らさざるを得ないという中でありましたけれども、今お話ししましたような努力

がある程度認められてといいますか、考慮していただきました点もあると思いますが、そういう点ではある程度しっかりやらせていただいているかなというふうに認識をしているところでございます。

議長 刈田敏君。

11番 財政についてのことは、議会的にも、それから町民的にもなかなか難しいお話でありましたけれども、まずはそれなりにやりくりをしながらやっていくのだということ、そしてその中には、地方交付税の中には、今町長がお話しされたと思えますけれども、西和賀町でいろいろなものをやりながら、そこを認めてもらって算定されて、その中で地方交付税も見てもらっているよというようなお話で理解しています。

いずれ頑張っていかななくてはならないと思います。西和賀町が今後持続できるということは、役場職員の皆さんの腕にかかっているのだと思います。補助にしても、有効な補助を取り寄せながら、何とか住民のサービスに対して、かなえられるように頑張っていただければと思います。

今回の質問は2点でしたけれども、まず1つは、西和賀高校が県内外から注目されていることに対して、やっぱり魅力化をアピールしていくことと、我々町民が一丸となってこれを進めながら、西和賀高校の魅力を高めていく、それが必要なのではないかとということ。それから、さらにアピールを強化しながら、我々自身も、一つの例として西和賀高校の頑張りを皆さんの力に変えていければなということで質問させていただきました。

財政に関しては、持続可能な財政運営というものをきちっと見計らいながら、また議会としては、我々の仕事としては、地域住民の困り事をきちっと伝えながら、幾らかでも現実的にできるようにするのが本来議員の仕事の一つでもありますので、その点は今後やっぱり町に対して議論しながら進めていきたいものだと思って

おります。

以上のことで質問を終わりますけれども、西高にしても、財政にしても、住民一人一人がある程度の認識を持っていかなければいけないと思いますので、その点に関してのアピールの仕方にも責任があるのだろうなと思います。それは、行政も議会としても同じだと思います。なかなか大変だけれども、やっているという、頑張っているというということを皆さんで共通認識の中で持ちながら、今後も頑張っていくということを皆さんで確認して、今日の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長　　以上で刈田敏君の一般質問を終結します。

　　以上で本日の日程は終了いたしました。

　　なお、明日は一般質問３人を予定しています。

　　これをもって本日は散会します。お疲れさまでした。

午後　１時３１分　散　　　会